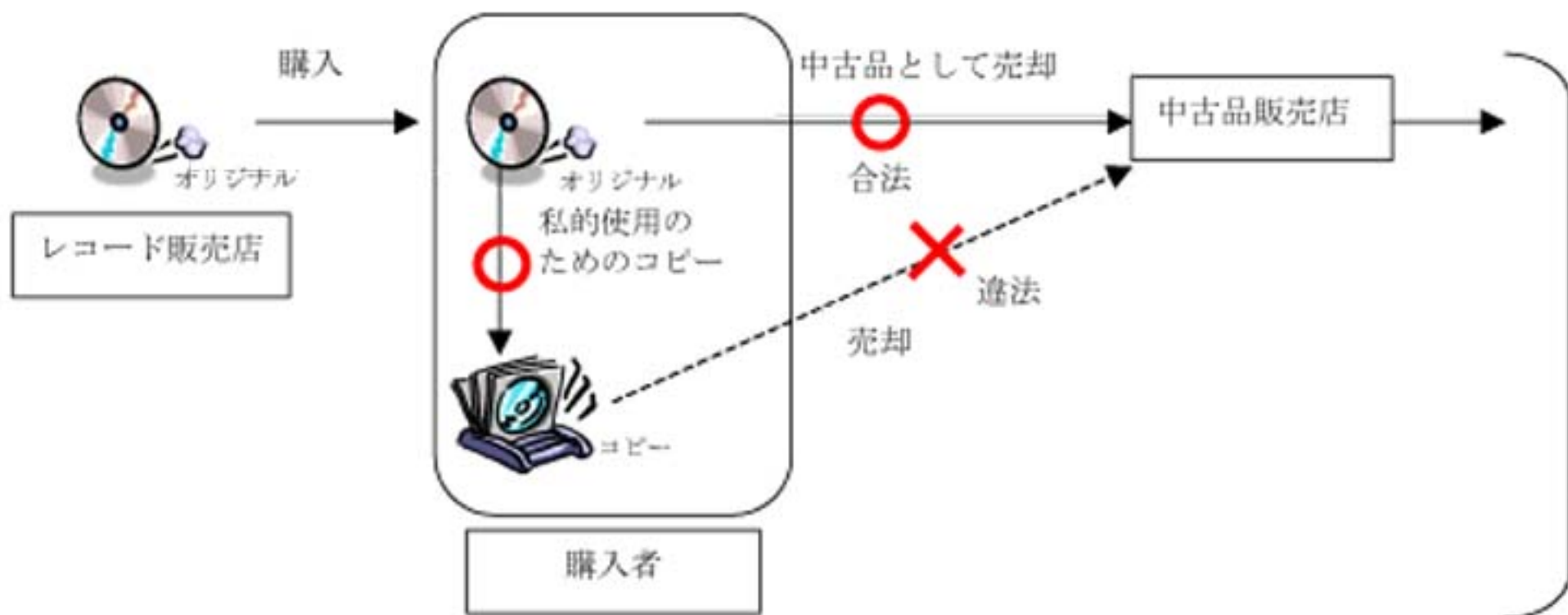


### 「中古品流通」の問題への対応

#### (1) 「私的使用」のための合法的な「コピー」が作られた後の「オリジナル」の「中古品流通」

(「音楽CD」等)



＜条約が想定する対応策＞

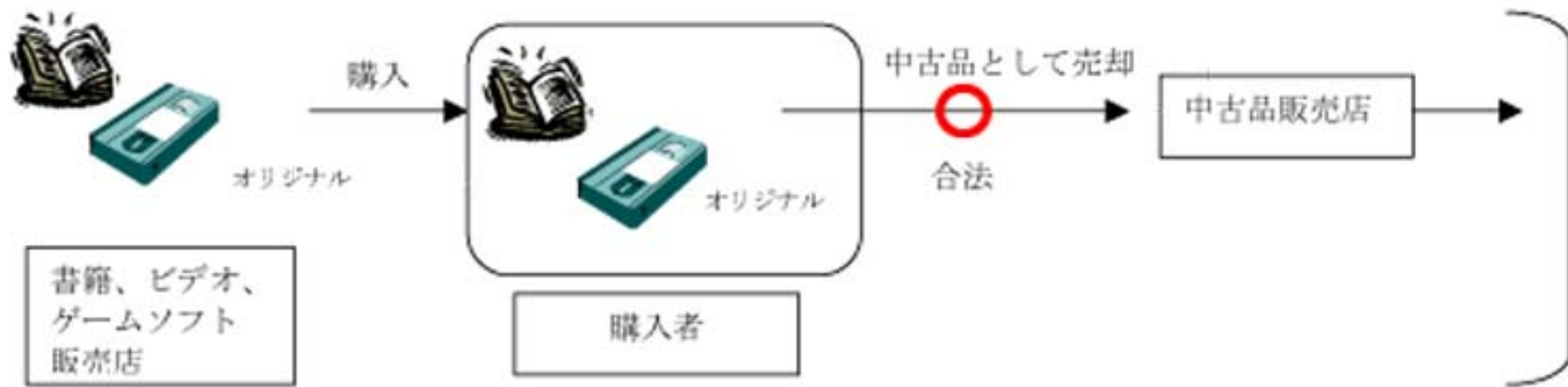
- ・権利者が、「私的使用のためのコピー」自体を「プロテクション技術」により防止
- ・「プロテクションの回避」等を違法とする法整備の実施 (日・米・豪は国内法整備済み)

＜いくつかの先進国が採用する対応等＞

- ・「私的使用のためのコピー」を作るための「CD」等や「機器」に「補償金」を付加 (日・米・独等が採用)

#### (2) 「コピー」を伴わない「オリジナル」の「中古品流通」

(「書籍」「ビデオ」「ゲームソフト」等)



・単なる「中古品流通」には著作権を及ぼさないのが国際的に共通する考え方 (中古品販売の規制には日本経団連が強く反対。「中古車」などと同じという意見が強い)